

神戸（表六甲河川）地域総合治水推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 神戸（表六甲河川）地域における総合治水の推進にあたり、総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）（以下「条例」という。）第6条第1項に基づき知事が策定する神戸（表六甲河川）地域総合治水推進計画の案に対して意見を聴くとともに、条例に掲げる諸施策に関して協議するため、神戸（表六甲河川）地域総合治水推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

また、協議会は水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく「都道府県大規模氾濫減災協議会」として設置するものである。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）神戸（表六甲河川）地域総合治水推進計画案について協議すること。
- （2）神戸（表六甲河川）地域における総合治水の推進に関すること。

（協議会の対象とする計画地域）

第3条 協議会は、別表第1に掲げる計画地域を対象とする。

（協議会委員）

第4条 協議会に、別表第2に掲げる委員を置く。

- 2 委員の任期は、3年を限度とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから、あらかじめ知事が指名する学識経験者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、議事進行にあたる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議の職務に従事できない場合は、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。こ

の場合においては、代理人は、会議開催前に委任状を会長に提出しなければならない。

- 3 会長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第7条 委員(国、県及び市町の職員である者を除く。以下次条において同じ。)が協議会に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が協議会に出席したときは、旅費を支給する。

- 2 第1項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により、行政職5級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所をもって充てる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 1 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表第 1（第 3 条第 1 項関係）

計画地域は、以下の水系に属する河川の流域及び神戸市のうち、海域へ直接放流される地域とする。

計画地域に属する河川（水系）		うち洪水予報河川 （水防法第 11 条）	うち水位周知河川 （水防法第 13 条第 2 項）
種別	水系名		
(二)	高橋川		高橋川
(二)	天上川		
(二)	住吉川		住吉川
(二)	西瀬川		
(二)	天神川		
(二)	石屋川		石屋川
(二)	高羽川		
(二)	都賀川		都賀川
(二)	西郷川		
(二)	西谷川		
(二)	生田川		
(二)	鯉川		
(二)	宇治川		
(二)	新湊川		新湊川
(二)	妙法寺川		妙法寺川
(二)	千森川		
(二)	一ノ谷川		
(二)	塩屋谷川		
(二)	福田川		福田川
(二)	山田川		山田川

別表第2（第4条第1項関係）

推進協議会

(順不同、敬称略)

機関名等	所 属 等	
学識経験者	藤田 一郎	神戸大学名誉教授
国	神戸地方気象台長	
兵庫県	神戸県民センター長	
市町	神戸市長	
県 民	木下 直俊	神戸市東灘区 福池小学校区防災福祉コミュニティ会長
	伊集院 定義	神戸市灘区 都賀川を守ろう会事務局長
	松田 久美子	神戸市中央区 東川崎ふれあいのまちづくり協議会委員長
	小巻 建一	神戸市兵庫区 菊水校区防災福祉コミュニティ委員長
	岩中 直樹	神戸市兵庫区 湊山地区防災福祉コミュニティ委員長
	伊藤 鉄夫	神戸市長田区 真野地区防災福祉コミュニティ本部長
	本田 智美	神戸市須磨区 須磨区自治会連合会会長
	濱田 純一	神戸市垂水区 垂水区自治会連絡協議会会長